

認証官任命(一)

内閣人 第六一 号

起 案

令和二年五月二十五日

決定	上奏	裁可
令和二年五月二十六日	令和二年五月	令和二年五月

施行	
令和二年五月	令和二年五月

内閣総理大臣

野田

内閣官房長官

野田

内閣官房副長官

石井



内閣総務官



麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

河野 国務大臣

竹本 国務大臣

高市 国務大臣

江藤 国務大臣

衛藤 国務大臣

田中 国務大臣

森 国務大臣

梶山 国務大臣

北村 国務大臣

西村 国務大臣

茂木 国務大臣

赤羽 国務大臣

菅 国務大臣

橋本 国務大臣

萩生田 国務大臣

小泉 国務大臣

武田 国務大臣

検事長に任命する

内閣

(五月二十九日予定)

法務省人検第189号

令和2年5月25日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、令和2年5月22日付けで黒川弘務が退官し欠員となっている東京高等検察庁検事長に同月26日付けで名古屋高等検察庁検事長林眞琴を、その後任に同月29日付けで公安調査庁長官中川清明をそれぞれ充てようとするものであります。

記

公安調査庁長官 検 事 中 川 清 明
検事長に任命する

(令和2年5月29日付け)

省 務 法				本 籍		現 住 所		出 生 地		年 月 日		事 項		氏 名		昭 和 三 三 年 九 月 一 三 日		中 川 清 明	
昭 和 五 二	四	三	一	五 六	一 〇	三 一	司 法 試 験 第 二 次 試 験 合 格	東 京 大 学 法 学 部 卒 業	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する
五 七	三	一	一	五 九	四	四	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 六	一 〇	三 一	三 一	五 七	三	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 五	四	一	一	五 六	一 〇	三 一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 四	三	一	一	五 五	四	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 三	二	一	一	五 四	三	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 二	一	一	一	五 三	二	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 一	〇	一	一	五 二	一	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
五 〇	〇	二	二	五 一	〇	二	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 九	〇	三	三	五 〇	〇	三	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 八	一	四	四	四 九	一	四	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 七	二	五	五	四 八	二	五	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 六	三	六	六	四 七	三	六	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 五	四	七	七	四 六	四	七	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 四	五	八	八	四 五	五	八	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 三	六	九	九	四 四	六	九	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 二	七	〇	〇	四 三	七	〇	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 一	八	一	一	四 二	八	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
四 〇	九	二	二	四 一	九	二	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 九	〇	三	三	四 〇	〇	三	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 八	一	四	四	三 九	一	四	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 七	二	五	五	三 八	二	五	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 六	三	六	六	三 七	三	六	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 五	四	七	七	三 六	四	七	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 四	五	八	八	三 五	五	八	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 三	六	九	九	三 四	六	九	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 二	七	〇	〇	三 三	七	〇	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 一	八	一	一	三 二	八	一	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
三 〇	九	二	二	三 一	九	二	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
二 九	〇	三	三	三 〇	〇	三	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
二 八	一	四	四	二 九	一	四	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
二 七	二	五	五	二 八	二	五	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法 務 省 入 国 管 理 局 付 に 併 任 する	法 務 省 刑 事 局 付 に 併 任 する	外 務 事 務 官 (経 済 局) に 併 任 する		
二 六	三	六	六	二 七	三	六	司 法 修 習 生 を 命 ず る	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	検 事 二 級 (東 京 地 方 検 察 庁 検 事) に 任 命 する	前 橋 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	山 口 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	東 京 地 方 検 察 庁 検 事 に 配 置 換 する	法				

2 丁			法 務 省										中 川 清 明	
			年	月	日	事 項	庁 名							
	二二	八	一〇			かねて法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）に充てる	〃							
	二〇	一	一六			法務省大臣官房秘書課長に充てる	〃							
	一八	七	六			法務省矯正局総務課長に充てる	〃							
						法務省刑事局公安課長に充てる	〃							
	一七	四	一			東京高等検察庁検事に配置換する	〃							
	一六	六	一七			法務省刑事局公安課長に充てる	〃							
	一三	四	三			法務省大臣官房参事官に充てる	〃							
	九	四	一			東京地方検察庁検事に配置換する	〃							
						法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	〃							
						浦和地方検察庁越谷支部長を命ずる								
						浦和地方検察庁越谷支部勤務を命ずる								
	八	四	一			浦和地方検察庁検事に配置換する								
	七	四	一			法務省入国管理局付の併任を解除する	法 務 省							
						（期間は平成六年一〇月一二日までとする）	〃							
	平成 六	一〇	八			外務事務官（総合外交政策局）に併任する	外 務 省							
						（期間は平成六年四月二五日までとする）								

